別紙様式第十（第十八条関係）

限度額適用・標準負担額減額認定申請書

自衛官診療証記号番号		所属・階級 氏名 （生年月日）	男・女 （　年　月　日生）
長期入院	該当・非該当		
入院期間	年　月　日から　年　月　日まで		
① 申請日の前１年間の入院期間（日数）		年　月　日から 年　月　日まで	日間
① 入院した保険医療機関等		名称 所在地	
② 申請日の前１年間の入院期間（日数）		年　月　日から 年　月　日まで	日間
② 入院した保険医療機関等		名称 所在地	
③ 申請日の前１年間の入院期間（日数）		年　月　日から 年　月　日まで	日間
③ 入院した保険医療機関等		名称 所在地	
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第１７条の６の３第１項第５号		該当・非該当	

上記のとおり申請します。

（実施機関の長）殿

年　月　日

申請者　住所
氏名

用紙寸法　日本産業規格Ａ列４番

別紙様式第十一（第十八条関係）（表面）

自衛官限度額適用・標準負担額減額認定証

〔本証は、自衛官候補生、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒についても、共通して使用できる。〕

年　月　日交付

自衛官診療証記号番号		
所属・階級		
氏名（生年月日）	（　年　月　日生）	男 女
住所		
発行年月日	年　月　日	
有効期限	年　月　日	
適用区分		
長期入院該当	年　月　日	発行者官職印
発行者 部隊名等		
発行者 所在地		
発行者 機関名		
発行者 官職印		

別紙様式第十一（裏面）

注意事項

1　この証は各面をよく読んで大切に持っていてください。

2　この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養に係る標準負担額の減額が行われます。

(1) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、別に定められた額を限度とします。

(2) 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額とします。

3　医療機関若しくは薬局又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、必ずこの証を自衛官診療証等に添えてその窓口で渡してください。入院療養を受ける場合には、退院するまで、この証は保管されて、退院の際に返付されます。

4　自衛官等としての身分を失ったとき、認定の条件に該当しなくなったとき、有効期限に達したとき又は高齢者医療を受けることができるようになったときは、遅滞なくこの証を発行者に返納してください。

5　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

6　表面の記載事項に変更があったときは、遅滞なく発行者に差し出して訂正を受けてください。

備考１　用紙の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。

２　「男女」欄は、該当しない文字を消すこと。

３　「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日までを記載すること。

４　適用区分欄には、適用対象者が防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第１７条の６の２第１項第５号に掲げる者である場合は「オ」と記載すること。